

令和8年1月13日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第3条第5項の規定により電気事業法第20条第1項の規定による届出をした約款とみなされる約款について、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（令和8年4月1日から令和8年4月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2) ロ(ホ)に定める令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.80	円 0.07

(2) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.263	円 0.024

以 上